

# 奈良県社会的養育推進計画(案)

(奈良県家庭と地域の子どもはぐくみプラン)

奈良県

令和2年3月



# 奈良県社会的養育推進計画 目次

第1章 計画の策定	1
1 はじめに	1
2 計画策定の趣旨	1
3 計画の期間	2
4 他の計画との関係	2
第2章 奈良県における社会的養育の現状と課題	3
1 要保護児童の現状	3
（1）要保護児童の推移	3
（2）一時保護児童の推移	3
2 社会的養育の現状	4
（1）県内の代替養育施設等の現状	5
（2）全国及び県内の代替養育の現状	9
（3）児童の自立援助の現状	11
（4）社会的養育を支える機関等の現状	12
（5）本県における代替養育の今後の見込の考え方	14
3 社会的養育の課題	17
第3章 基本理念と基本的な施策の方向性	18
1 基本理念	18
2 基本的な施策の方向性	18
第4章 具体的な施策の方向	20
1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み	20
（1）代替養育を必要とする子ども数	20
（2）令和元年6月時点の各年齢区分の代替養育数、里親等委託率	20
（3）「都道府県社会的養育推進計画策定要領」による見込み①	21
（4）「都道府県社会的養育推進計画策定要領」による見込み②	21
（5）本県の現状及び今後の里親推進等を踏まえて算出した各年齢区分の代替養育数、 里親等委託率	22
（6）計画期間中の里親等委託数及び里親等委託率	22
2 当事者である子どもの権利擁護の取組	22
3 児童相談所の強化に向けた取組	23
4 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた取組	24
5 里親等への委託の推進に向けた取組	25
6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組	26
7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組	26

8	一時保護改革に向けた取組	28
9	社会的養護自立支援に向けた取組	28
10	家庭養育、地域養育に対する支援の充実に向けた取組	29

# 第1章 計画の策定

## 1 はじめに

---

平成28年の児童福祉法等の一部を改正する法律(平成28年法律第63号)において、「子どもが権利の主体」であること、「家庭養育優先」の理念が明記され、「子育て世代包括支援センター」の法定化、「市区町村子ども家庭総合支援拠点」をはじめとする市町村の体制強化及び児童相談所の体制強化、里親委託の推進等の措置が規定されました。

さらに平成29年8月には国の「新たな社会的養育の在り方に関する検討会」において「新しい社会的養育ビジョン」が取りまとめられ、

- ・身近な市区町村におけるソーシャルワーク体制の構築と支援メニューを充実
- ・在宅での社会的養育としての支援を構築し、分離しないケアを充実
- ・代替養育は家庭養育を原則とし、高度に専門的な治療的ケアが一時的に必要な場合には子どもへの個別対応を基盤とした「できる限り良好な家庭的な養育環境」を提供
- ・里親制度に関する包括的業務(フォスターリング業務)を強化
- ・永続的解決を目指したソーシャルワークが児童相談所で行われるよう徹底

する旨が示されました。

以上を受け、平成30年7月に厚生労働省より「都道府県社会的養育推進計画」の策定についてが通知され、都道府県は令和元年度末までに「社会的養育推進計画」を策定することとされました。

## 2 計画策定の趣旨

---

このような計画策定の背景のもと、本県では持続可能な開発目標(SDGs)のアクションプランにもある「誰一人取り残さない」社会及び子どもの最善の利益の実現に向け、本県の実情を踏まえ、社会的養育における目指す姿と取組を示した「奈良県社会的養育推進計画(通称:奈良県家庭と地域の子どもはぐくみプラン)」を策定しました。また、本計画においては「社会的養育を必要とする個々の子どもにとって一番ふさわしい選択ができるよう養育環境を整えること」を目指しています。

### 3 計画の期間

---

本計画は令和2年度から令和11年度の10年間を計画期間とし、令和2年度から令和6年度を前期、令和7年度から令和11年度を後期とし、計画の進捗状況の検証結果等を踏まえ、必要に応じて後期に向けて計画の見直しを行います。

(計画期間)

令和2年度～令和11年度(10年計画)

前期:令和2年度～令和6年度

後期:令和7年度～令和11年度

### 4 他の計画との関係

---

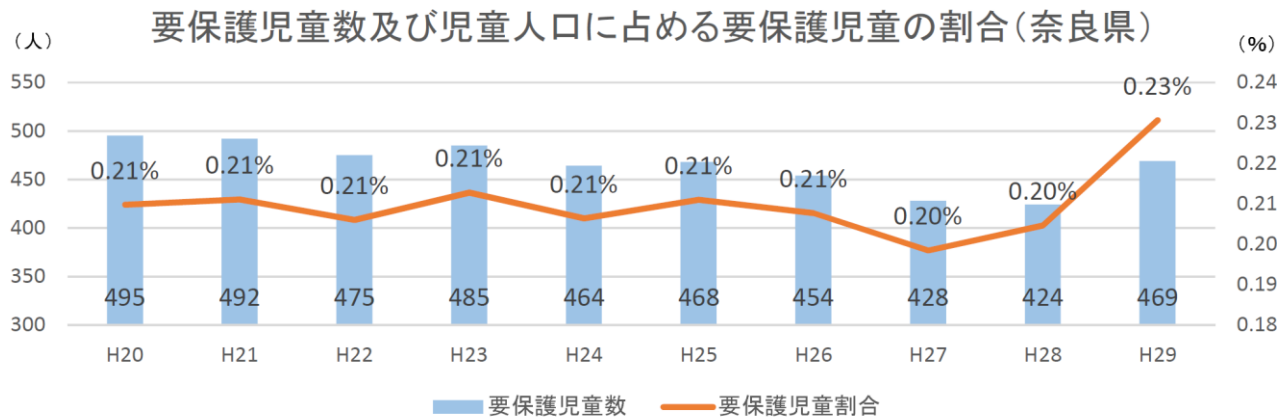
本計画は「奈良県すべての子ども健やかはぐくみプラン」、「奈良県児童虐待防止アクションプラン」等の関連する計画との整合を図るものとします。

## 第2章 奈良県における社会的養育の現状と課題

### 1 要保護児童の現状

#### (1) 要保護児童の推移

「要保護児童」とは、保護者がいない、または保護者に監護させることが不適當な児童（施設入所児、里親委託児、その他在宅指導等）のことをいいます。



(注)「児童人口」は、10月1日現在の18歳未満人口。

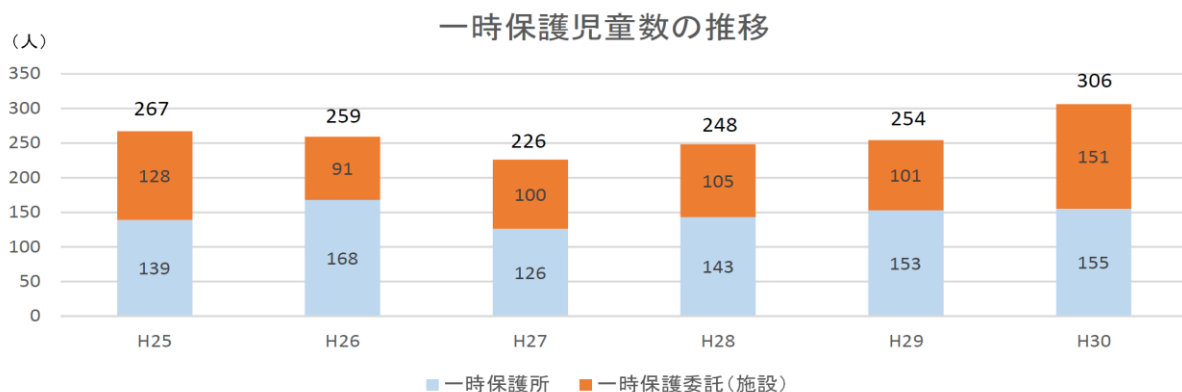
「要保護児童」は、各月初日の在籍児童数の年度平均数及び「福祉行政報告例(各年度3月末時点)」(厚生労働省)より作成。

#### <要点>

- ・本県における要保護児童数は毎年400人以上で推移しています。
- ・児童人口全体に占める要保護児童の割合は0.2%台と全国平均と同水準となっています。
- ・平成29年度は、要保護児童数及び要保護児童の割合ともに増加しています。

#### (2) 一時保護児童の推移

「要保護児童」のうち、児童福祉法33条の規定に基づき、緊急保護が必要な児童、行動観察が必要な児童、短期間の心理療法等が有効と判断される児童について、中央こども家庭相談センター内の一時保護所又は乳児院及び児童養護施設等で一時的に保護しています。



(注)厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成。(H30年度は県こども家庭課調べ)

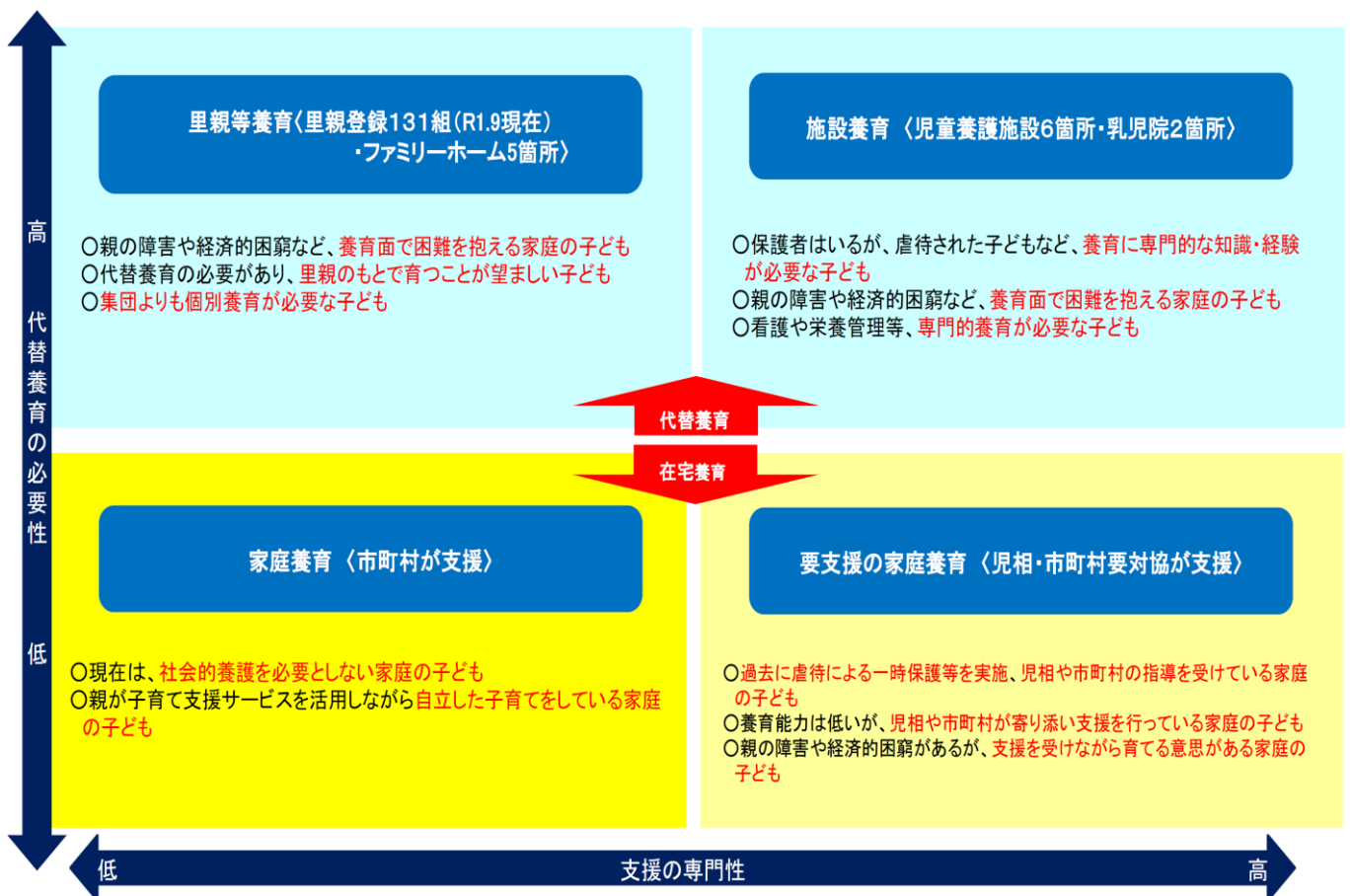
### <要点>

- ・一時保護児童数は近年200人以上で推移しています。
- ・平成27年度まで減少傾向にありましたが、平成28年度以降増加しています。
- ・児童養護施設等における一時保護委託の児童数が平成30年度に急増しています。

## 2 社会的養育の現状

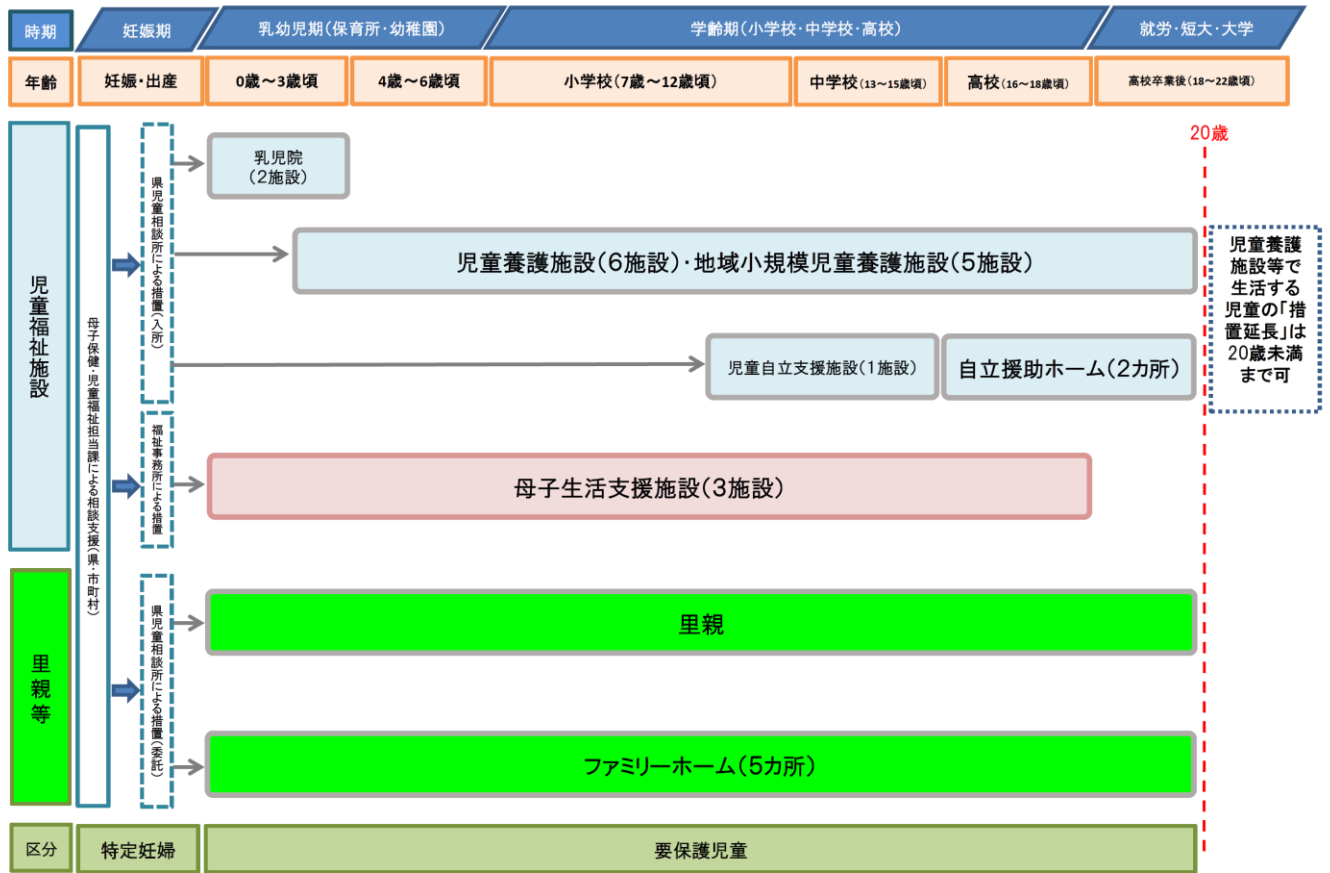
「社会的養育」とは、「乳児院」、「児童養護施設」、「里親」、「ファミリーホーム」等で養育されている、いわゆる代替養育を受けている子どもだけではなく、市町村や児童相談所、地域の子育て支援機関等が在宅での養育を支援することにより、すべての子どもを社会が保護者とともに責任を持ち養育することをいいます。

### 「社会的養育の対象となる子ども」への支援の必要性・専門性から見た分類





(1) 県内の代替養育施設等の現状



(注) 施設数等は令和元年10月現在の数値(県こども家庭課調べ)。

① 乳児院

「乳児院」は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他の要因で養護を要する乳児を入所させて養育し、併せて退所した者について相談その他の援助を行うことを目的とする施設です。現在、県内で2施設が運営されています。

施設名	定員(人)	設置主体	所在地
いかるが乳児院	25	(福)いかるが園	斑鳩町法隆寺
いこま乳児院	25	(福)宝山寺福祉事業団	生駒市元町

② 児童養護施設

「児童養護施設」は、保護者のいない児童、虐待されている児童、その他の要因で養護を要する児童を入所させて養護し、併せて退所した者に対する相談その他の自立のための援助を行うことを目的とする施設です。現在、県内で6施設が運営されています。

施設名	定員(人)	設置主体	所在地
天理養徳院	46	(福)天理	天理市別所町
愛染寮	45	(福)宝山寺福祉事業団	生駒市元町
いかるが園	49	(福)いかるが園	斑鳩町法隆寺
大和育成園	40	(福)大和育成園	宇陀市榛原萩原
飛鳥学院	49	(福)飛鳥学院	桜井市谷
嚶鳴学院	40	(福)嚶鳴学院	五條市島野町

### ③ 地域小規模児童養護施設

「地域小規模児童養護施設」は、地域の民間住宅等を活用して近隣住民との適切な関係を保持しつつ、家庭的な環境の中で養護を実施することにより、子どもの社会的自立のための援助を行うことを目的とする施設です。運営主体はすでに本体施設(児童養護施設)を運営している地方公共団体及び社会福祉法人等であり、現在、県内で5施設が運営されており、施設の小規模化、地域分散化が進んでいます。

施設名	定員(人)	設置主体	所在地
天理養徳院(まつ)	6	(福)天理	天理市三昧田
天理養徳院(すぎ)	6	(福)天理	天理市三昧田
愛染寮(あずさ)	6	(福)宝山寺福祉事業団	生駒市西旭ヶ丘
飛鳥学院(いわれ)	6	(福)飛鳥学院	桜井市谷
飛鳥学院(しき)	6	(福)飛鳥学院	桜井市谷

### ④ 里親制度

「里親」制度は、何らかの事情により家庭での養育が困難又は受けられなくなった子どもを、県に登録された里親が家庭において養育する制度です。里親には次の4種類があります。

種類	内容
養育里親	「保護者がいない・保護者に監護させることが不適當」な児童をいずれは実親の元へ戻ることを視野に入れて養育する里親
養子縁組里親	要保護児童について養子縁組によって養親となることを希望する里親
専門里親	被虐待児、非行のある児童、障害児など専門的な援助を必要とする子どもを養育する里親
親族里親	実親等の死亡、行方不明又は拘禁等の状況にある要保護児童で、養育者としてふさわしく、かつ里親として認定された3親等内の扶養義務のある親族による里親

## <里親登録の状況>

(単位:組)

種類	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
養育里親	79	89	88	87	92	92
養子縁組里親	52	58	59	56	58	49
専門里親	5	5	5	2	4	6
親族里親	5	6	6	7	6	5

(注)各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」による)。(H30年度は県子ども家庭課調べ)

・専門里親は養育里親を兼ねています。

・養育里親と養子縁組里親を兼ねている場合は、それぞれに計上しているため、P9の里親登録数と一致しません。

## <里親委託児童数の状況>

(単位:人)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
養育里親	27	34	32	33	31	28
養子縁組里親	1	1	3	6	1	2
専門里親	2	1	2	0	1	4
親族里親	7	8	7	8	7	8
計	37	44	44	47	40	42

(注)各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」による)。(H30年度は県子ども家庭課調べ)

・ファミリーホームへの委託は含んでいません。

## <里親登録数に対する措置割合(マッチング率)>

(単位:%)

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
里親登録数(人)	114	131	131	126	131	121
里親委託数(人)	37	44	44	47	40	42
マッチング率	32.5	33.6	33.6	37.3	30.5	34.7

(注)厚生労働省「福祉行政報告例」に基づき、里親登録数に対する里親委託(措置)されている割合を算出。

(H30年度は県子ども家庭課調べ)

### <要点>

- ・養育里親の登録が最も多く、次いで養子縁組里親が多くなっています。
- ・養子縁組里親は毎年50組前後が登録されていますが、委託数は低い水準です。
- ・専門里親の登録数、委託数は共に低い水準です。
- ・里親登録数に対する措置割合(マッチング率)は30%台となっています。

### ⑤ 特別養子縁組制度

子どもの福祉の増進を図るため、養子となる子どもの実親との法的な親子関係を解消し、養親との間で実の子と同じ親子関係を結ぶ制度。「特別養子縁組」は、養親となることを希望する夫婦の請求に対し、定められた要件を満たす場合に、家庭裁判所の決定を受けることで成立します。

#### <里親制度と養子縁組制度>

	里親制度	養子縁組制度	
		普通養子縁組	特別養子縁組
措置・成立	実父母の同意による 児童相談所の措置(※1)	養親と養子の同意により成立	養親の請求に対し家裁の決定により成立(※2)
年齢要件	(里親)25歳以上 (児童)18歳未満	(養親)成年に達した者 (養子)尊属又は養親より年長でない者	(養親)25歳以上 (養子)6歳未満(※3)

※1 保護者に監護させることが著しく児童の福祉を害する場合、家庭裁判所の承認を得て措置。

※2 実父母が意思表示できない、虐待等により養子となる者の利益を著しく害する場合は除く。

※3 R元年の民法改正により原則15歳未満に引き上げ(改正後1年以内に施行)。

#### <本県における特別養子縁組成立件数(児童相談所確認分)>

(単位:件)

H21年度	H22年度	H23年度	H24年度	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
4	3	2	2	1	4	2	3	7	2

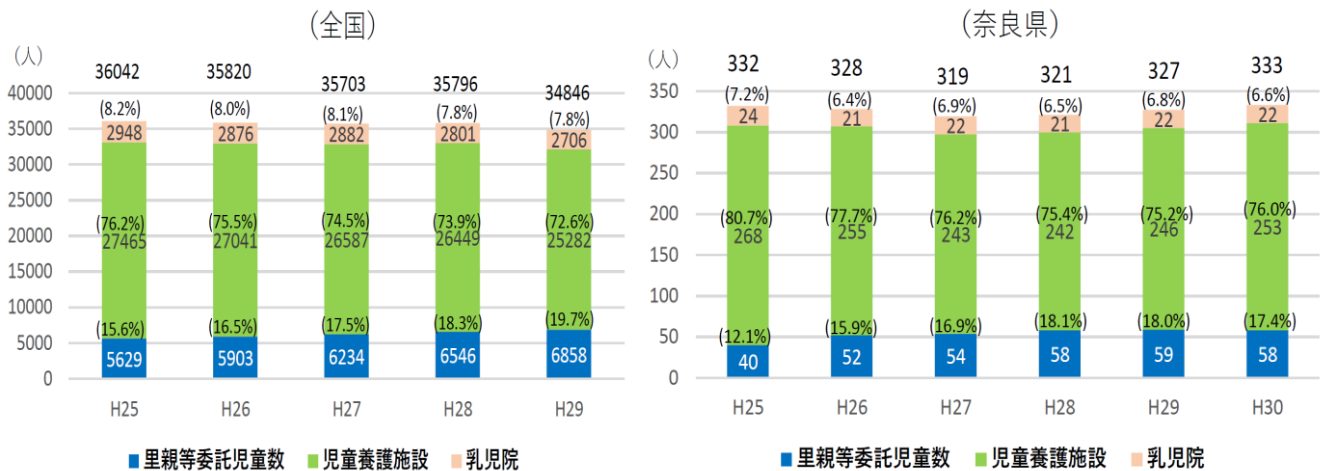
### ⑥ 小規模住居型児童養育事業(ファミリーホーム)

「ファミリーホーム」は、児童養護施設、里親制度と並ぶ新しい児童養護の形態として、平成21年度から制度化された事業です。親となる養育者を3人以上置いて運営することが条件で、養育者の住居において、定員5～6人の児童を養育します。現在、県内で5ホームが運営されています。

名称	定員(人)	設置主体	所在地
松舟ファミリーホーム	6個人		大和郡山市城町
さざんかホーム	5(福)天理		天理市別所町
ファミリーホーム CHEERFUL	6(NPO)おかえり		天理市別所町
さわやかホーム	6(NPO)童心の会		北葛城郡上牧町友が丘
三成ファミリーホーム	6個人		宇陀市室生向淵

## (2) 全国及び県内の代替養育の現状

### ① 代替養育の構成の推移

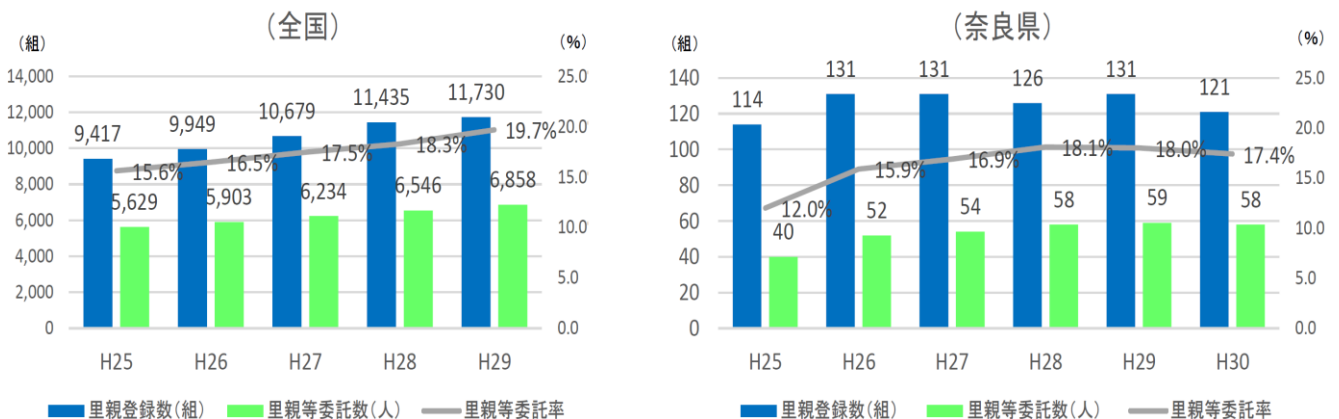


(注) 厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成。(H30年度は県子ども家庭課調べ)

#### <要点>

- ・平成29年度の県の児童相談所による措置の82%は、乳児院や児童養護施設への入所であり、全国平均80.3%と比べ、1.7ポイント上回っています。
- ・本県における乳児院の入所児童数は横這いの状況です。
- ・平成30年度の本県における児童養護施設の入所児童数は平成25年度に比べ減少していますが、平成27年度以降横這いの状況です。

### ② 里親登録数、里親等委託数及び里親等委託率の推移



(注) 厚生労働省「福祉行政報告例(各年度末時点)」より作成。(H30年度は県子ども家庭課調べ)

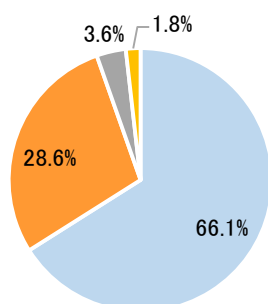
- ・「里親等」には、ファミリーホームを含みます。

### <要点>

- ・平成29年度の本県の里親等委託率は18.0%であり、全国平均の19.7%と比べ1.7ポイント下回っています。
- ・本県の里親登録数は近年130組前後で推移していましたが、平成30年度は減少しています。
- ・本県における里親等への委託数は横ばいの状況です。

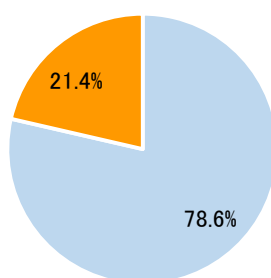
### ③ 里親、施設への措置理由別件数及び割合

里親・ファミリーホーム



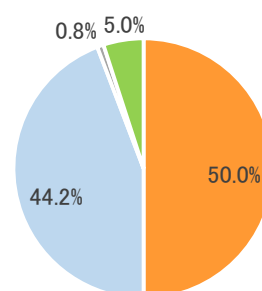
- 養護相談: 37
- 児童虐待: 16
- 非行相談: 2
- 育成相談: 1

乳児院



- 養護相談: 22
- 児童虐待: 6

児童養護施設



- 児童虐待: 130
- 養護相談: 115
- 非行相談: 2
- 育成相談: 13

(注)令和元年10月現在(県こども家庭課調べ)

#### ※養護相談

経済苦、ひとり親・未婚、保護者失踪、保護者逮捕、保護者病気、養育困難等の理由による相談

#### ※育成相談

児童の性格、適性、しつけ、不登校や家庭内暴力及び性格・行動上の問題に関する相談

### <要点>

- ・「里親・ファミリーホーム」では66.1%と約7割弱が「養護相談」となっています。
- ・「乳児院」では78.6%と約8割が「養護相談」となっています。
- ・「児童養護施設」では半数が「児童虐待」、続いて「養護相談」となっています。
- ・虐待や経済的問題等により、必ずしも健全な環境で養育されていない子どもが少なくなく、児童の生活の安定、児童の養育背景や特性に応じた養育及び自立支援に向けたきめ細かな配慮が求められます。

### (3) 児童の自立援助の現状

#### ① 児童自立生活援助事業(自立援助ホーム)

「自立援助ホーム」とは、義務教育終了後、児童養護施設等を退所し、就職する児童等が共同生活する住居であり、社会的自立に向けて日常生活の援助、生活指導及び就業の支援等を行います。現在、県内で2ホームが運営されています。

名称	定員	設置主体	所在地
あらの家	6	(NPO) 青少年の自立を支える奈良の会	奈良市芝辻町
春日野荘	6	(有)キョウワ	奈良市古市町

#### ② 子どもの「自立」サポート事業

本県では、施設入所児童等の「生活支援」、「就労支援」等を目的とした、以下の子どもの「自立」サポート事業を実施しています。

退所を控えた児童に対する支援として、施設訪問による相談支援、生活スキルトレーニング、進路及び就学継続への支援等を、施設退所後の支援として、住居、家庭等に関する相談窓口の設置、施設退所者の居場所づくり等を、その他、自立支援資金貸付事業(※)についての情報提供等を行っています。

##### ※「自立支援資金貸付事業」

児童養護施設等の措置解除後の自立に必要な資金を貸し付け、就職、進学後の安定した生活を支援する制度



#### (4) 社会的養育を支える機関等の現状



##### ① 子育て世代包括支援センター

平成26年度から実施されている妊娠・出産包括支援事業と、平成27年度から開始された子ども・子育て支援新制度における利用者支援や子育て支援などを包括的に運営する機能であり、「妊産婦等の支援に必要な実情の把握、妊娠・出産・育児に関する相談に応じる」、「必要な情報提供、助言や指導を行う」、「関係機関との連絡調整を行う」、「支援プランの策定を行う」といった妊娠期から子育て期にわたる総合的な支援を担っています。平成31年4月現在、28市町村に設置されています。

##### ② 市町村子ども家庭総合支援拠点

平成28年の児童福祉法改正により、市区町村に「子ども及び妊産婦の福祉及び課題に関し、必要な実情の把握に努め、情報の提供を行い、家庭その他からの相談に応じ、調査及び指導を行うとともに、その必要な業務を適切に行わなければならない」ことが明確化されたことから、設置が進められており、「子ども家庭支援全般」、「要支援児童及び要保護児童等への支援業務」、「関係機関との連絡調整」、「その他一時保護又措置解除後の児童等が安定した生活を継続していくための支援」を担っています。令和元年9月末現在、6市町村に設置されています。



### ③ 児童家庭支援センター

平成9年の児童福祉法改正で制度化され、児童に関する家庭その他からの相談のうち、専門的な知識及び技術を必要とするものに応じるとともに、児童相談所からの委託を受けた児童及びその家庭への指導、その他の援助を総合的にを行います。平成20年の児童福祉法改正で、市町村の求めに応じ、技術的助言その他必要な援助を行うことも業務に加えられるとともに、平成23年4月の実施要綱改正で、里親やファミリーホームの支援を行うことが明記されました。2カ所が設置されています。

名称	設置主体	所在地
児童家庭支援センターてんり	(福)天理	天理市別所町
児童家庭支援センターあすか	(福)飛鳥学院	桜井市谷

### ④ 里親支援機関

里親会、児童家庭支援センター、里親支援専門相談員を置く児童養護施設や乳児院、公益法人やNPOなど、様々な主体と連携し、それぞれの特色に応じて、役割分担しながら、里親制度の普及促進、里親委託推進、里親支援の事業を行います。4カ所が設置されています。

名称	設置主体	所在地
児童家庭支援センターてんり	(福)天理	天理市別所町
児童家庭支援センターあすか	(福)飛鳥学院	桜井市谷
天理養徳院	(福)天理	天理市別所町
飛鳥学院	(福)飛鳥学院	桜井市谷

### ⑤ 児童相談所

児童福祉法に基づき設置されている行政機関であり、子どもの福祉を図るとともにその権利を擁護することを目的としています。子どもに関する家庭その他からの相談に対し、児童福祉司や児童心理司、保健師や医師等の専門職が、総合的に調査、診断、判定し、それを基に援助方針を立て、助言や指導、児童福祉施設入所や里親委託等により、子ども及びその家庭等を支援、援助しています。近年は児童虐待への対応が増加しているとともに、市町村支援、里親支援等、社会的養育を支える機関としての役割が一層重要になっています。県が2カ所設置しており、中央こども家庭相談センターには一時保護所が設置されています。

名称	管轄地域	所在地
中央こども家庭相談センター	奈良市、大和郡山市、天理市、桜井市、生駒市、宇陀市、平群町、三郷町、斑鳩町、安堵町、川西町、三宅町、田原本町、山添村、曾爾村、御杖村	奈良市紀寺町
高田こども家庭相談センター	大和高田市、橿原市、五條市、御所市、香芝市、葛城市、高取町、上牧町、王寺町、広陵町、河合町、吉野町、大淀町、下市町、明日香村、黒滝村、天川村、野迫川村、十津川村、下北山村、上北山村、川上村、東吉野村	大和高田市大中

## ⑥ 母子生活支援施設等

社会的養育を支える施設として、①～⑤のほか、母子生活支援施設、児童自立支援施設、児童心理治療施設等があります。母子生活支援施設は母子を分離せずに入所させることにより家庭養育の支援を、児童自立支援施設、児童心理治療施設はケアニーズの非常に高い子どもへの対応を実施する施設です。母子生活支援施設は3施設、児童自立支援施設は1施設が設置されています。児童心理治療施設は未設置です。

	名称	設置主体	所在地
母子生活支援施設	佐保山荘	(福)奈良社会福祉院	奈良市法蓮町
	ライフイン郡山	(福)奈良社会福祉院	大和郡山市植槻町
	ヒューマンかつらぎ	(福)葛城福祉園	御所市柏原
児童自立支援施設	精華学院	奈良県	奈良市高樋町

## (5) 本県における代替養育の今後の見込の考え方

各施策に取り組む上での基本となる計画期間中の「代替養育を必要とする子ども数」を見込みます。見込みにあたっては、潜在的に代替養育を必要とする児童数を考慮しています。また、施設入所中で里親等委託が望ましい児童について、その人数及び理由についても調査しています。

### ① 過去の代替養育数(乳児院、児童養護施設、里親、ファミリーホーム別)

(単位:人)

区分	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
乳児院	24	21	22	21	22	22
児童養護施設	268	255	243	242	246	253
里親	37	44	44	47	40	42
ファミリーホーム	3	8	10	11	19	16
計	332	328	319	321	327	333

(注)各年度末の数値(厚生労働省「福祉行政報告例」による)。(H30年度は県こども家庭課調べ)

## ② 令和元年6月時点の各年齢区分の代替養育数、里親等委託率

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
0～3歳未満	5	21	26	19%
3歳～就学前	4	36	40	10%
学童期以降	52	226	278	19%
計	61	283	344	18%

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点に調査した数値(県こども家庭課調べ)。

・里親等委託率は小数点以下四捨五入しています。

## ③ 里親等委託が望ましい施設入所児童について

(単位:人)

区分	施設入所数 (a)	(a)のうち里親委託等が 望ましい児童
0～3歳未満	21	9
3歳～就学前	36	15
学童期以降	226	50
計	283	74

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点に調査したデータを基に施設入所中の児童のうち、当初里親での養育がふさわしいと考えられたが、里親等への委託の条件が整わず、施設入所措置がとられている児童数を抽出(県こども家庭課調べ)。

## ④ 代替養育が望ましい潜在的な児童について

(一時保護児童)

(単位:人)

区分	一時保護中の児童数 (a)	(a)のうち里親委託等が 望ましい児童	(a)うち施設入所が 望ましい児童
0～3歳未満	2	0	0
3歳～就学前	3	1	2
学童期以降	15	4	3
計	20	5	5

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点に調査したデータを基に一時保護中の児童のうち、代替養育が必要と考えられる児童数を抽出(県こども家庭課調べ)。

(在宅指導中児童)

(単位:人)

区分	在宅指導中の児童数 (a)	(a)のうち里親委託等が 望ましい児童	(a)のうち施設入所が 望ましい児童
0～3歳未満	2	2	0
3歳～就学前	3	3	0
学童期以降	1	0	1
計	6	5	1

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点に調査したデータを基に在宅指導中の児童のうち、代替養育が必要と考えられる児童数を抽出(県こども家庭課調べ)。

⑤ 里親等委託が困難な理由について

(単位:人)

里親等委託が困難な理由	児童数
保護者の同意が得られない	63
きょうだいを受入れる里親等が見つからない	2
委託可能な里親が見つからない	5
その他(児童の同意が得られない等)	4
計	74

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点に調査した里親等委託が望ましい施設入所児童(74人)のデータを基に里親委託が困難な理由を抽出(県こども家庭課調べ)。

<要点>

- ・里親登録数が伸び悩んでおり、里親での養育が必要とされる児童を里親に委託ができないケースがあります。
- ・里親への委託を検討しても、保護者の同意が得られない等、条件が整わないケースがあります。

⑥ 児童(18歳未満)人口の推移

	H25年度	H26年度	H27年度	H28年度	H29年度	H30年度
全国(千人)	19,966	19,805	19,569	19,358	19,127	18,875
奈良県(人)	221,759	218,581	215,644	207,185	203,314	199,558

(注)全国の数値は総務省統計(10月1日時点)、本県の数値は推計人口(10月1日時点)。

## ⑦ 代替養育を必要とする子ども数

(単位:人)

区分	R2 年度	R3 年度	R4 年度	R5 年度	R6 年度	R11 年度
0～3歳未満	34	34	34	33	33	32
3歳～就学前	46	46	45	45	45	43
学童期以降	235	233	231	230	228	218
計	315	313	310	308	306	293

(注))厚生労働省による「都道府県社会的養育推進計画の策定要領」を参考として、児童人口の将来推計、措置児童比率(児童人口に対する代替養育を受けている児童の割合)、及び④で抽出した代替養育が望ましい潜在的な児童数を踏まえて、計画前期及び最終年度の年齢区分別(3歳未満、3歳以上の就学前、学童期以降)の里親及び施設等での代替養育が必要な児童数を算出(県こども家庭課調べ)。

## 3 社会的養育の課題

---

以上の本県における社会的養育の現状等から、今後取り組むべき課題は以下のとおりです。

- 子どもの権利擁護
- 児童相談所の強化
- 市町村における子ども家庭支援体制の構築
- 里親等への委託の推進
- 特別養子縁組等永続的解決の推進
- 施設の小規模化、機能の充実
- 一時保護改革
- 児童の自立支援の充実
- 家庭及び地域における養育支援の充実

### 第3章 基本理念と基本的な施策の方向性

今後取り組むべき社会的養育の課題に対応するため、本県では以下の考え方のもとに、計画を策定、推進していきます。

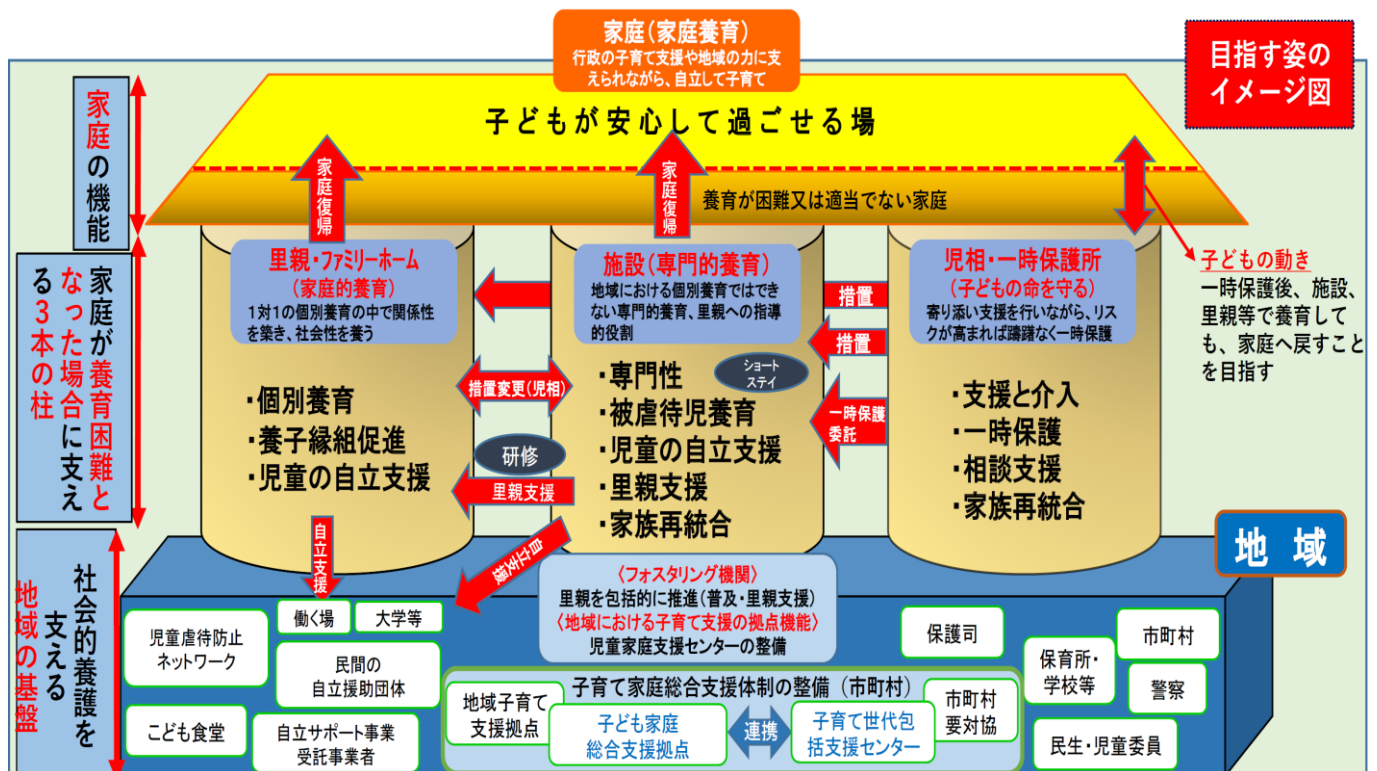
#### 1 基本理念

すべての子どもが、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかに育まれる社会を実現します。

- ・在宅養育支援の充実とともに、里親等による家庭養育を推進します。
- ・一時的に家庭養育ができなくなっても、子どもが家庭へ戻れるよう、地域が子どもと家庭を支援します。
- ・社会的養護の環境は、子どもが地域に溶け込み、地域の人に大切にされ暮らしていける、あたたかな環境を目指します。

#### 2 基本的な施策の方向性

基本理念を実現するための施策の推進の方向性は以下のとおりです。



- 子どもが安心して過ごせるよう、在宅で養育する家庭へのきめ細やかな支援を行う。
- 養育が困難又は適当でない家庭(要支援・要保護家庭)に対する児童相談所(子どもの命を守る)、施設(専門的養育を実施)、里親等(家庭的養育を実施)の3本の柱による適切な介入や支援を行う。
- 社会的養護を必要とする個々の子どもにとって最善の養育環境を保障する。
- 社会的養育の基盤として、家庭とともに子どもをはぐくむ「地域」をつくる。

※「地域」とは社会的養護を担う児童相談所、里親、施設等を支える市町村、保育所・学校等、児童家庭支援センター、NPO法人等のほか、こども食堂等の社会資源を含めた地域社会とします。

## 第4章 具体的な施策の方向

社会的養育のさらなる充実に向け、前章の基本理念及び基本的な施策の方向性に基づき、以下のとおり年齢区分別の代替養育を必要とする子ども数を見込むとともに、①「親」の子育て力を高める、②「施設」の子育て力を高める、③「地域」の子育て力を高めることに重点を置き、施策の柱ごとの取組の方向、今後の取組項目、取組内容及び評価指標をまとめました。

なお、本県では社会的養育推進にあたり、「社会的養育を必要とする個々の子どもにとって一番ふさわしい選択ができるよう養育環境を整えること」を目指しています。以下において、各施策に取り組む上での基本となる計画期間中の「代替養育を必要とする子ども数」を見込むとともに、施策の進捗状況を評価する指標の一つとして「里親等委託率」を算出しました。

### 1 各年度における代替養育を必要とする子ども数の見込み

近年の児童人口、代替養育を必要とする子どもの状況を踏まえ、今後の「乳児院」、「児童養護施設」、「里親」、「ファミリーホーム」等での代替養育を必要とする子ども数の見込を算出しました。

#### (1) 代替養育を必要とする子ども数(再掲:P17)

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度
0～3歳未満	34	34	34	33	33	32
3歳～就学前	46	46	45	45	45	43
学童期以降	235	233	231	230	228	218
計	315	313	310	308	306	293

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点で調査した数値(県こども家庭課調べ)。

#### (2) 令和元年6月時点の各年齢区分の代替養育数、里親等委託率(再掲:P15)

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
0～3歳未満	5	21	26	19%
3歳～就学前	4	36	40	10%
学童期以降	52	226	278	19%
計	61	283	344	18%

(注)計画策定にあたり、令和元年6月時点で調査した数値(県こども家庭課調べ)。



(3) 「都道府県社会的養育推進計画策定要領」による見込み①

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
0～3歳未満	20	6	26	77%
3歳～就学前	38	5	43	88%
学童期以降	189	96	285	66%
計	247	107	354	70%

(注)国が示す「都道府県社会的養育推進計画策定要領」に則り、令和元年6月現在の里親等委託児童数、施設入所児童数をもとに、①現に里親等委託されている子ども数、②一時保護している子どものうち里親等委託が必要な子ども数、③施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数(以下の条件※)の合計により、10年後の代替養育数、里親等委託率の見込みを算出。

※③施設入所している子どものうち、里親等委託が必要な子ども数

(乳幼児)

- ・乳児院において半年以上措置されている乳幼児数
- ・児童養護施設に措置されている子どもで乳児院から措置変更された乳幼児数
- ・児童養護施設に1年以上措置されている乳幼児数

(学童期以降)

- ・児童養護施設に3年以上措置されている学童期以降の子ども数

(4) 「都道府県社会的養育推進計画策定要領」による見込み②

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
0～3歳未満	16	12	28	57%
3歳～就学前	23	23	46	50%
学童期以降	106	180	286	37%
計	145	215	360	40%

(注)令和元年6月現在の県児童相談所のデータを分析し、本来里親委託等が必要と判断されたが、「保護の同意が得られない」、「きょうだいを受入れる里親が見つからない」、「適当な里親が見つからない」といった「里親委託の条件が整わず現在施設入所中の児童」、また「一時保護中及び在宅指導中の児童で里親等による養育が必要と判断される児童」を抽出し、10年後の代替養育数、里親等委託率の見込みを算出。

(5) 本県の現状及び今後の里親推進等を踏まえて算出した各年齢区分の代替養育数、里親等委託率

(単位:人)

区分	里親等委託数 (a)	施設入所数 (b)	計(代替養育数) (c=a+b)	里親等委託率 (d=a/c)
0～3歳未満	15	17	32	47%
3歳～就学前	18	25	43	42%
学童期以降	67	151	218	31%
計	100	193	293	34%

(注)(4)を踏まえ、

- ・奈良県の児童人口の将来推計(令和11年度:令和元年度比▲8%)。
  - ・今後の里親登録数の増加見込み(令和元年度131組→令和11年度161組)。
  - ・里親委託のマッチング率の向上(令和元年度35%→令和11年度50%)。
- 等を考慮の上、10年後の代替養育数、里親等委託率の見込みを算出。

(6) 計画期間中の里親等委託数及び里親等委託率

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度(前期最終年度)		R11年度(後期最終年度)	
	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託数	里親等委託率	里親等委託数	里親等委託率
0～3歳未満	6	6	7	8	9	27%	15	47%
3歳～就学前	5	6	7	8	9	20%	18	42%
学童期以降	54	55	56	57	58	25%	67	31%
計	65	67	70	73	76	25%	100	34%

(注)(5)を踏まえ、各年度の代替養育数、里親登録数、里親委託のマッチング率の見込み等により、里親等委託数、里親等委託率の見込みを算出。

## 2 当事者である子どもの権利擁護の取組

改正児童福祉法では「子どもが権利の主体」であることが明記されており、新しい社会的養育ビジョンにおいても「子どもの権利擁護の推進に向けた取組を行う」ことが示されています。「子どもの最善の利益の実現」に向け、県は、当事者である子どもの権利を守るとともに、児童養護施設等に措置された子どもや一時保護された子どもからの意見聴取や意見を酌み取る方策等について検討します。

### 【今後の取組項目】

- ① 児童相談所、児童養護施設等と連携した子どもの権利擁護
- ② 子どもの意見の施策等への反映

### 【取組内容】

- ・社会的養育の当事者である子どもの権利擁護を図る取組の一つとして、県内の児童養護施設によって構成されている奈良県児童養護施設協議会において、児童相談所職員も加わり、権利擁護を図る具体的取組を検討されています。今後検討された内容等を踏まえ、県として具体的取組を推進するため、里親、施設職員、県で構成する子どもの権利擁護に関する検討会議を開催します。
- ・代替養育を受けている児童、一時保護中の児童の権利擁護の強化を図るため、子どもの意見を汲み取る方策について検討します。具体的には、国による研究の結果も踏まえ、奈良県子どもを虐待から守る審議会において、子どもの意見聴取方法等を検討します。
- ・子どもに対するケアの質の向上を図るため、施設ごとの施設運営指針や里親等養育指針に沿った取組を支援します。
- ・里親等への委託、施設への措置にあたっては、事前に子どもに対し十分な説明を実施します。

### 【評価指標】

評価指標	R1現在	R2
権利擁護に関する検討会議の開催	—	定例化

## 3 児童相談所の強化に向けた取組

児童福祉法、児童福祉法施行令等の改正により「児童相談所の体制強化」に関する規定が盛り込まれ、児童福祉司をはじめとした職員の充実及び資質向上が求められています。

本県の児童相談所が対応した平成30年度の児童虐待相談対応件数は1,825件で、過去最多件数となっており、多くの虐待ケースを児童福祉司が担当しています。また、社会的養育の推進にあたり、児童相談所の職員の役割が増加することが見込まれます。

これらに対応するためには、特に児童福祉司を増員する必要があり、採用活動の強化、新人職員の資質向上、業務の効率化を推進するとともに、児童福祉司に対する指導を担うスーパーバイザーの充実、児童相談所への弁護士配置の継続に加え、医師等の配置のあり方についても検討していきます。

### 【今後の取組項目】

- ① 児童相談所職員の確保・育成
- ② 児童相談所への専門職の配置

### 【取組内容】

- ・児童虐待、社会的養育をはじめとした児童相談に対応する児童福祉司等職員を増員及び育成します。
- ・増加する児童福祉司の職務遂行能力の向上を目的として教育・訓練・指導を担当するSV(スーパーバイザー)を増員及び育成します。

- ・本県では児童福祉法改正以前の平成29年度より児童相談所に弁護士を配置しており、今後も配置を継続します。
- ・児童福祉法改正により児童相談所への医師及び保健師の配置が求められています。本県では現在児童相談所に医師（非常勤）及び保健師（常勤）を配置していますが、国の動向も踏まえ、必要に応じ配置のあり方について検討します。

#### 【評価指標】

評価指標	R1現在	R4
児童福祉司数	31人	政令配置標準以上

## 4 市町村の子ども家庭支援体制構築に向けた取組

改正児童福祉法では、社会的養育の充実とともに、「家庭養育優先原則」が明記されました。市町村において、「子どものニーズに合ったソーシャルワークをできる体制の確保」、「支援メニューの充実」が必要であるため、子育て世代包括支センター及び子ども家庭総合支援拠点の設置及び充実、地域支援を担う児童家庭支援センターの設置促進に向けた取組を進めます。

今後も、「家庭での自立した子育て」の実現に向け、市町村をはじめとした関係機関の連携及び体制強化を支援していきます。

#### 【今後の取組項目】

- ① 市町村の相談・支援体制の強化
- ② 児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進

#### 【取組内容】

- ・市町村における在宅支援メニュー（ショートステイ、トワイライトステイ）の充実に向けた支援を行います。
- ・市町村子ども家庭総合支援拠点は令和4年度までに全市町村への設置が求められています。本県では設置に向けた市町村向け研修を行っていますが、今後も研修の充実、助言を行う等、きめ細かに支援を行っていきます。
- ・市町村における子ども家庭支援に携わる職員の人材育成として、奈良県版「ペアレントプログラム」の作成と活用促進、ペアレントプログラム実施に向けた支援者の派遣、市町村の困難事例に対する助言・指導を行うスーパーバイザーの派遣等の支援を行います。
- ・市町村による里親への支援の充実に向けた研修の実施及び児童相談所等との情報共有を強化します。
- ・母子生活支援施設における一時保護委託や生活・就労支援のあり方、市町村との連携等、さらなる活用に向けた検討を行います。
- ・児童家庭支援センターの機能強化及び設置促進、市町村との連携の強化に向けた取組を行います。

## 【評価指標】

評価指標	R1現在	R4
子ども家庭総合支援拠点設置市町村数	6市町村	39市町村

## 5 里親等への委託の推進に向けた取組

里親及びファミリーホームで養育されることが望ましい児童の委託の推進に向け、里親登録数の増、里親へのマッチングの向上に向けた取組を進めるとともに、委託後の児童の生活の安定、児童の背景や特性に応じた養育及び自立支援に向けたきめ細かな配慮が行えるよう、研修等を通じた里親の専門性の向上、里親家庭への訪問の充実、相談の場の確保等、里親に対する養育支援を進めます。

そのため、①里親制度の啓発及び里親のリクルート、②里親登録前後及び委託後における里親に対する研修、③子どもと里親家庭のマッチング、④子どもの里親委託中における里親養育への支援、⑤里親委託措置解除後における支援、に至るまでの一連の過程において行われる支援（フォスタリング業務）の包括的な実施体制の充実について、さらに検討を進めていきます。

里親支援を担う里親支援機関に対する支援や児童相談所、市町村等とのさらなる連携を進め、里親委託後の支援の充実を図ります。

また、里親への支援、里親支援機関や市町村への支援等を担う児童相談所において、里親養育専任の児童福祉司を新たに配置するとともに、ケースワークを担う児童福祉司等の職員の増員を図り、里親支援に関する研修等を通じ、対応力の向上を図ります。

### <令和6年度及び令和11年度における里親及びファミリーホームへの委託子ども数の見込み>

(単位:人)

	R2	R6	R11
里親等委託子ども数	65	76	100

(注)里親等への委託児童数は、里親登録数の増加及び登録里親数に占めるマッチング率の向上により、令和2年度と比較し令和6年度には11人、令和11年度には35人の増加を見込んでいます(P22参照)。

## 【今後の取組項目】

- ① 里親関連業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制の構築
- ② 児童相談所の相談・支援体制の強化

## 【取組内容】

- ・現在、フォスタリング業務の一部を里親支援機関に委託していますが、より効果的な里親等への委託の推進に向け、里親関連業務(フォスタリング業務)の包括的な実施体制について検討します。
- ・県内に4カ所設置されている里親支援機関(P13参照)が実施する事業への支援及び連携を強化します。

- ・児童相談所職員は幅広い里親関連業務を行っています。里親支援をさらに進めるにあたり、児童福祉司等職員の増員及び育成を進めます。
- ・児童相談所に里親養育支援児童福祉司を配置し、里親への支援を強化します。

#### 【評価指標】

評価指標	R1現在	R11
里親登録数	131組	161組
登録里親数に占めるマッチング率	35%	50%
里親養育支援児童福祉司数	—	2名

## 6 特別養子縁組等の推進のための支援体制の構築に向けた取組

平成28年の児童福祉法改正により、児童相談所の業務として特別養子縁組、普通養子縁組に関する相談・支援が新たに位置付けられました。社会的養護を必要とする児童に永続的に安定した養育環境を提供するため、特別養子縁組は有効な選択肢であり、児童相談所においてはその活用を考慮したケースワークを進めます。

また、養子縁組の民間あっせん機関との連携や支援についても検討します。

#### 【今後の取組項目】

- ① 児童相談所の相談及び支援体制の強化
- ② 民間のあっせん機関との連携のあり方の検討

#### 【取組内容】

- ・児童福祉司を増員し、特別養子縁組制度関連研修の充実を図るとともに、相談体制を強化します。
- ・特別養子縁組成立を担う民間あっせん機関との連携のあり方について検討します。

#### 【評価指標】

評価指標	H21～H30実績	R2～R11
養子縁組里親への委託児童数	18人	26人

(注)H26年度～H30年度の平均委託児童数(2.6人/年)より算出。

## 7 施設の小規模かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換に向けた取組

乳児院及び児童養護施設では児童指導員、保育士、心理療法担当職員、社会福祉士等を配置し、専門性の高い養育を実施するとともに、施設退所後の自立支援、入所児童の保護者への相談支援等にも取り組んでおり、社会的養育の推進にあたり重要な役割を果たしています。

今後の施設のあり方を検討するにあたり、児童人口の将来推計、里親等への委託の見込みを踏まえ、施設での養育が必要な子ども数を見込みます。その上で緊急に代替養育や一時保護が



必要となった児童を確実に受け入れられるよう十分な受け皿の確保に配慮しつつ、施設の小規模化かつ地域分散化、高機能化及び多機能化・機能転換の推進及びそれに伴う職員の育成について、各施設の計画等のヒアリング、協議を行い、必要な支援を進めます。

また、できる限り良好な家庭的養育環境を整備するとともに、特に児童の背景や特性に応じた養育及び自立支援に向けたきめ細かな配慮を行ってきた実績をもとに、里親に対する養育支援においても連携を図ります。

### <乳児院、児童養護施設において養育される子ども数の見込み>

(単位:人)

区分	R2年度	R3年度	R4年度	R5年度	R6年度	R11年度
0～3歳未満	28	28	27	25	24	17
3歳～就学前	41	40	38	37	36	25
学童期以降	181	178	175	173	170	151
計	250	246	240	235	230	193

(注) 本県の代替養育を必要とする子ども数(P20)から里親及びファミリーホームへの委託子ども数の見込み(P22)を除き算出。

### 【今後の取組項目】

- ① 乳児院、児童養護施設の小規模化・地域分散化への支援
- ② 乳児院、児童養護施設の高機能化及び多機能化・機能転換への支援

### 【取組内容】

- ・「良好な家庭的環境」、「質の高い個別的ケア」の実現に向け、人材の確保・育成等施設の実情も踏まえた上で、地域小規模児童養護施設、分園型小規模グループケアの設置を支援します。
- ・心理的な治療ニーズの高い児童への対応に向けた施設の高機能化を支援します。
- ・施設での一時保護の受入れ、里親への支援、ショートステイ・里親のレスパイト等への対応に向けた多機能化を支援します。
- ・市町村と連携した在宅での養育支援や特定妊婦の支援等、地域における家庭養育への支援、虐待を含む児童相談への対応、里親への支援等を実施する児童家庭支援センターの設置を支援します。
- ・ケアニーズの高い子どもに専門的なケアを行うための心理職等の配置、里親等委託の推進に向けた里親支援専門相談員の配置を支援します。
- ・以上の取組に向けた意見交換を行うため、各施設の代表者と県による定期的な会議を開催します。

### 【評価指標】

評価指標	R1現在	R6
地域小規模児童養護施設数	5施設	6施設以上

## 8 一時保護改革に向けた取組

---

平成30年7月に厚生労働省より示された「一時保護ガイドライン」を踏まえ、今後の一時保護児童数の推移を見ながら、児童養護施設等における一時保護専用施設の設置への支援、一時保護委託が可能な里親等の確保を行うとともに、児童相談所において一時保護に関わる職員の育成を強化します。

また、児童の権利擁護、安全確保及び適切なアセスメントに向けた、一時保護のあり方についても検討を行います。

### 【今後の取組項目】

- ① 一時保護における良好な生活環境の提供
- ② 一時保護における子どもの権利擁護
- ③ 一時保護の質の評価と改善

### 【取組内容】

- ・児童養護施設等、里親、一時保護所における個別性を含めた生活環境に対する配慮を強化します。
- ・一時保護においても代替養育を受けている児童と同様に、子どもの意見を汲み取る方策について検討します。具体的には、国による研究の結果も踏まえ、児童福祉審議会(奈良県子どもを虐待から守る審議会)において、子どもの意見聴取方法等を検討します。
- ・「一時保護ガイドライン」に則り、一時保護の目的を達成し、適切な支援が行えるよう、職員の専門性の向上に向けた研修を強化します。
- ・一時保護において質の高い支援を行うため、支援内容の評価方法について検討します。

### 【評価指標】

評価指標	R1現在	R2
児童相談所職員の専門性向上に向けた研修の実施回数	—	2回以上

## 9 社会的養護自立支援に向けた取組

---

社会的養護のもとにある子どもは、虐待等困難な家庭環境が原因で措置に至っている場合が多く、措置解除後は家族や家庭から十分な支援を受けられず、様々な生活・就業上の不安や問題を抱えながら自立していかなければなりません。自立した社会人として生活できるよう、児童養護施設、里親、ファミリーホーム及び児童の「自立」サポート事業受託者等と連携して、生活支援及び就労支援等の充実を図ります。



### 【今後の取組項目】

- ① 将来の自立支援
- ② 施設退所者等の居場所づくり
- ③ 退所(措置解除)後の支援

### 【取組内容】

- ・児童養護施設入所児等、代替養育を受けている児童が将来自立して安定した生活を営めるよう、児童自身の将来設計、進学、就業及び生活に関する必要な支援を行います。
- ・施設退所者等の社会的自立に向けて日常生活の援助、生活指導及び就業の支援等を行う自立援助ホーム等関係者との連携を進めるとともに、必要な支援を行います。
- ・児童の「自立」サポート事業(P11参照)受託者等と連携し、退所後の「居場所」を提供していきます。
- ・現在、施設職員及び里親が自主的に対応している施設退所者等のフォローについて、専任の支援員の配置等、児童の自立後の継続したフォローアップ策について検討します。

### 【評価指標】

評価指標	R1現在	R6
自立援助ホーム実施箇所数	2箇所	3箇所以上

## 10 家庭養育、地域養育に対する支援の充実に向けた取組

本計画の基本理念である「すべての子どもが、家庭での養育が困難に直面しても、家庭と地域の力により、健やかにはぐまれる社会を実現」するため、家庭に対する支援を充実させるとともに、地域における家庭に対する支援の充実に向けた取組も重要です。

「家庭での自立した子育てに対する支援」、「児童虐待の未然防止へ向けた取組」、「児童虐待の再発防止に向けた児童相談所による保護者及び児童に対するケア」等の強化を図るとともに、関係機関や団体とのさらなる連携を図り、地域における養育支援の充実を図ります。

### 【今後の取組項目】

- ① 家庭養育及び地域養育に対する支援
- ② 心理的治療ニーズの高い児童等、児童の特性に応じた適切な施設養育の推進
- ③ 障害のある児童の保護者への支援、児童の自立支援

### 【取組内容】

- ・市町村や乳児院、児童養護施設等と連携し、ショートステイ事業、トワイライトステイ事業等の在宅支援サービスをはじめとした子育て支援の充実を図ります。
- ・虐待の再発を防止し、家庭養育が可能となるよう、児童相談所等による虐待者の養育力回復への支援、被虐待児への心理的ケアを強化します。
- ・児童虐待の防止、早期の発見に向けて、警察との連携を進めるとともに、医療機関、学校等との連携を推進します。

- ・社会的養育の観点から、児童自立支援施設との連携をさらに推進します。
- ・児童心理治療施設について、奈良県児童養護施設協議会等と協議し、施設機能の確保方策について検討を進めます。
- ・近年顕在化している諸問題（DV、医療ネグレクト等）へ対応するため、関係機関との連携を強化します。
- ・障害のある児童の保護者への支援、児童の自立に向けた養護学校との連携等を強化します。  
（奈良県障害者福祉計画との整合を図ります。）

【評価指標】

評価指標	R1現在	R4
被虐待児への心理治療プログラムを受講した職員数	－	4人以上

本県における里親、児童虐待等の状況について、詳しくは「こども家庭相談センター業務のあらまし」(<http://www.pref.nara.jp/25392.htm>)に記載しています。